

コンテナ港湾の強靱化に向けた取り組み

平成25年12月18日
国土交通省港湾局

- ①東日本大震災における航路啓開の教訓
→*港湾BCP策定に当たっては、緊急物資のみならず
燃油供給維持の観点も重要*

- ②防潮堤の老朽化対策
→*さまざまな整備手法が考えられることから、まずは
官民の関係者からなる検討の場を設置し、リスク把
握から取り組むべき*

地震・津波により東北・関東地方の太平洋側の製油所及び油槽所が被災し、東日本全体の燃料供給能力が激減。

・3月15日より航路啓開作業を開始し、3月21日に震災後初めて塩釜港区に石油タンカーが入港。以降、東北地方の石油需給は改善に向かった。

ガソリン、食料不足深刻

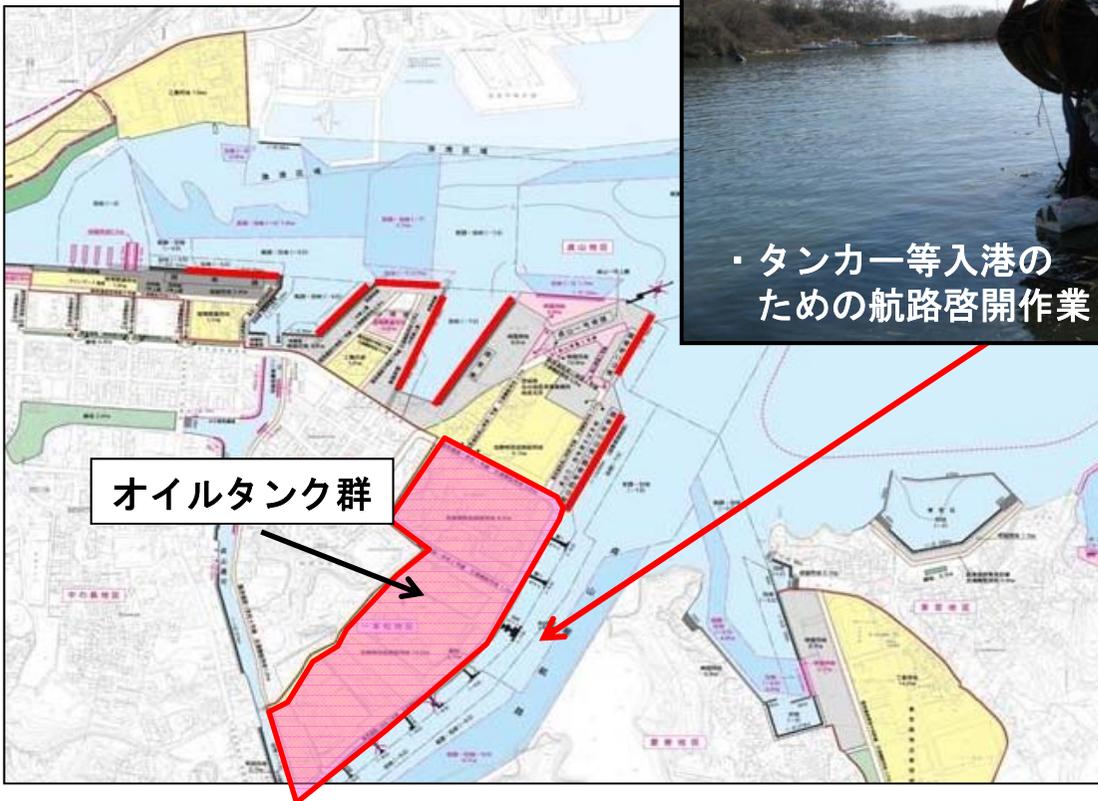


平成23年3月14日
読売新聞17面
(山形県版朝刊)

貞山堀航路



・タンカー等入港のための航路啓開作業



オイルタンク群



平成23年3月21日 石油タンカー入港
(写真提供：海上保安庁)

平成26年度概算要求(民有護岸の耐震化支援)

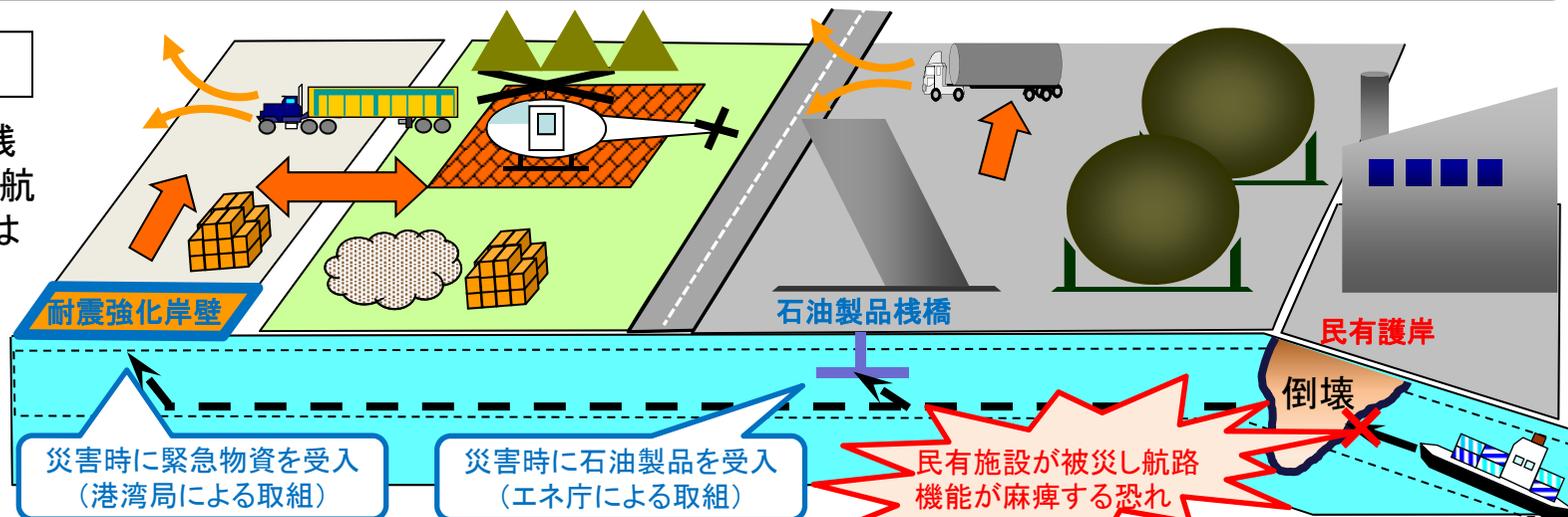
大規模地震発生時におけるコンテナの防災・減災を図るとともに、発災後も航路機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保するため、製油所等における災害対応力の強化に向けた取組みと連携しつつ、航路沿いの護岸等の耐震改修をはじめとしたコンテナ港湾の強靱化を推進する。

■要求内容： 無利子貸付及び税制の特例措置

■対象施設： 民間事業者が管理する特定技術基準対象施設(岸壁、護岸、棧橋等)

現在の取組(拠点の耐震化)

緊急輸送に不可欠な岸壁や棧橋の耐震化は進んでいるが、航路沿いの港湾施設の耐震性は不十分



今後の取組(ルート耐震化)

航路沿いの港湾施設が大規模地震により崩れて航路機能に支障を及ぼさないよう、最低限の耐震性を確保

耐震強化岸壁の整備

石油出荷設備強靱化に対する支援

無利子貸付、税制特例により耐震改修を促進(港湾局による取組)

コンテナの防災・減災を図るとともに、発災後も航路機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保

確保すべき耐震性	対象施設	スキーム
大規模地震発生後も使用／修復可能	「災害拠点」となる施設： 耐震強化岸壁、石油製品棧橋	港湾整備事業、エネ庁補助
大規模地震発生時も倒壊はしない	「災害拠点」に至る航路沿いの施設： 特に重要な航路沿いにある特定技術基準対象施設	無利子貸付＋税制特例

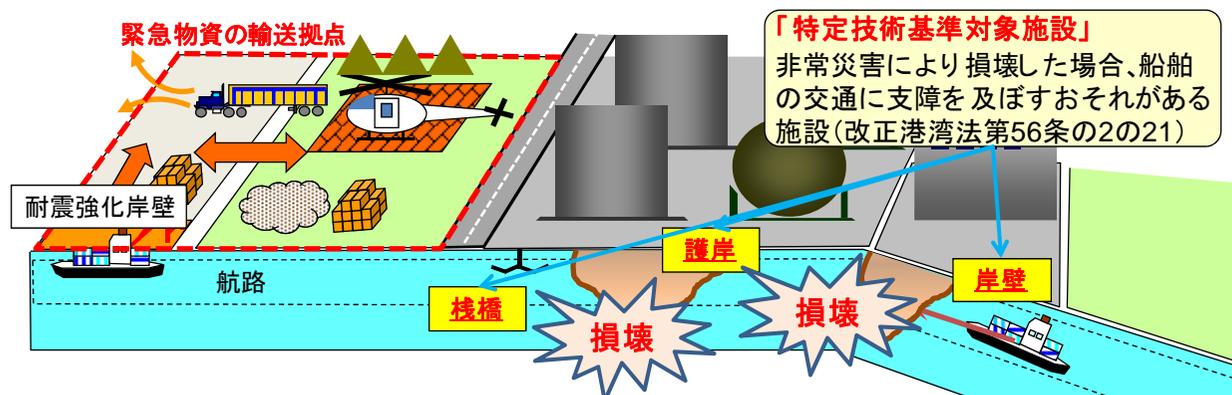
大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が特定技術基準対象施設を耐震改修する際の法人税の特例措置を創設する。

施策の背景

- 東日本大震災では、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が損壊し、航路内に土砂が流出する等、船舶の航行にも支障を及ぼした。
- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、耐震強化岸壁の整備が進められているが、首都直下型地震等が発生した場合には民間事業者が管理する航路沿いの護岸が液状化等により損壊し、緊急物資の輸送が困難となる等、港湾機能が麻痺する恐れがある。
- このため、港湾法を改正し、港湾管理者が民有護岸等の維持管理状況について立入検査や勧告・命令を実施予定。(来年6月までに施行)
- 一方、民間事業者が耐震改修を行う場合、多額の費用を要することから企業活動を圧迫しかねず、耐震改修を促進するためには支援措置が必要。



東日本大震災における港湾施設の被災



大規模地震発生時の航路機能の確保

要望の結果

- 大規模地震が発生した場合において船舶の交通を確保するため、民間事業者が所有する**特定技術基準対象施設**を耐震改修した場合の法人税の特例措置を創設する。

- ・ 特例措置の内容：法人税の特例措置(特別償却(20%))
- ・ 対象施設：民間事業者が所有する特定技術基準対象施設(護岸等)

民有護岸の公共帰属による改良事例－広島港直轄海岸事業－ 国土交通省

【背景・課題】

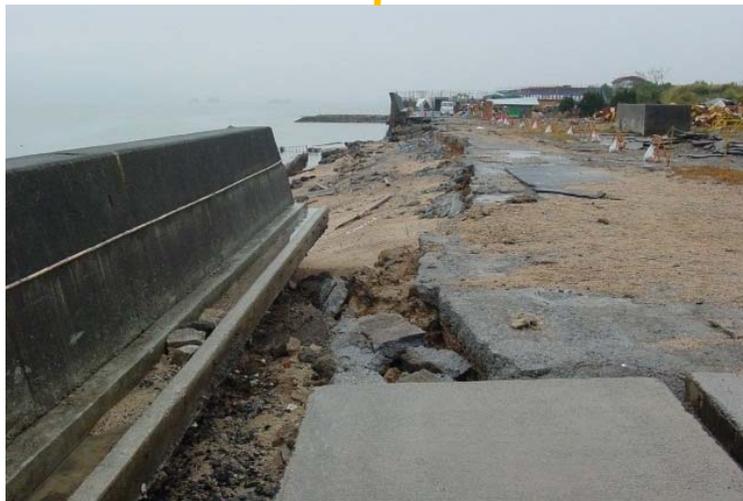
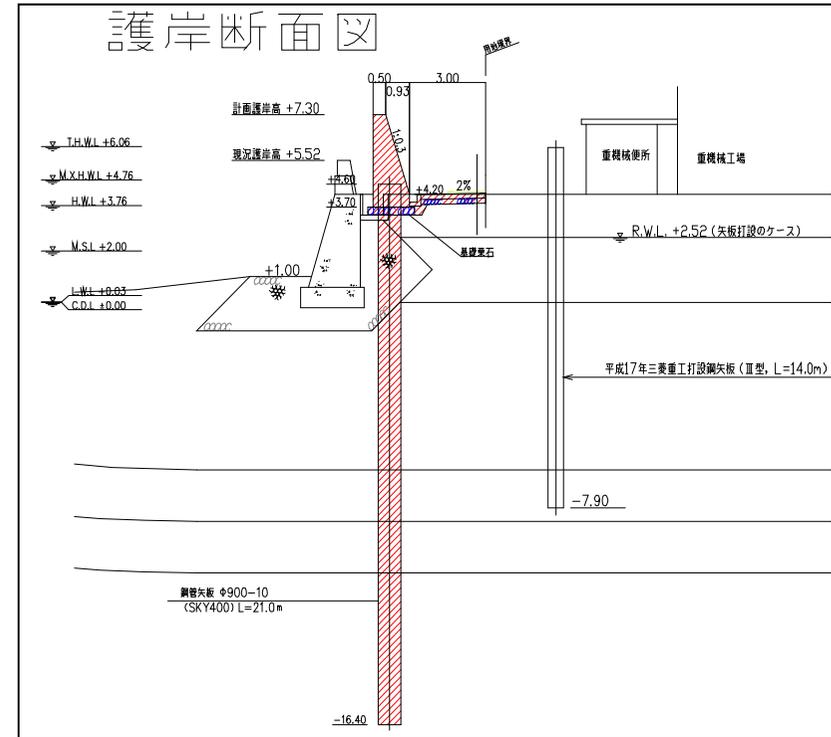
○デルタ地帯で地盤が低く、かつ南向きであるため、吹き寄せの影響大。最近でも平成3年及び16年の台風により大規模な浸水被害を受けていた。

平成16年台風18号による広島港周辺の浸水状況図



【対策】

○民間護岸・敷地を国有帰属の上、直轄海岸事業により改良



観音地区護岸被災状況(三菱重工業広島製作所敷地内)
平成16年9月7日撮影



対策前(平成18年5月撮影)



対策後(平成21年7月撮影)

観音地区の高潮対策の状況(護岸背後は三菱重工業広島製作所)